

市町村合併に伴う協議書（案）

木曽郡榑川村（以下「榑川村」という。）と塩尻市が編入合併することに伴い、木曽広域連合が実施する事務事業の取扱いについて、木曽広域連合並びに塩尻市及び榑川村は、次のとおり協議し申し合わせる。

1 基本的事項

- (1) 榑川村は、市村合併により法人格が消滅するため、木曽広域連合から脱退する。
- (2) 塩尻市は、木曽広域連合が処理する事務のうち、榑川村に関する事務の一部を、合併後においても、当分の間、引き続き木曽広域連合に委託するものとする。

2 合併後において塩尻市が木曽広域連合に委託する事務

- (1) 公共サインの設置及び管理に関する事務
 - (2) 養護老人ホ - ムの設置及び管理運営に関する事務
 - (3) 特別養護老人ホ - ムの設置及び管理運営に関する事務
 - (4) 休日及び夜間の一次救急医療に関する事務
 - (5) ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務
 - (6) し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務
 - (7) 公共下水道汚泥集約処理施設の設置及び管理運営に関する事務
 - (8) 奨学資金の貸付に関する事務
 - (9) 消防に関する事務（ただし、消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く。）
 - (10) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年長野県条例第 46 号）により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務
 - ア 火薬類の譲渡又は消費等の許可等に関する事務
 - イ 液化石油ガス設備工事の届け出の受理に関する事務
- 〔ただし、(9) 及び (10) の事務については、塩尻市が組織市町村となっていて、松本広域連合が、木曽広域連合に対し事務を委託する。〕

3 基金の取扱い

継続しない事務の基金（ふるさと市町村圏基金、森林保全基金）は、合併をもって清算する。

なお、スポーツ振興基金、介護保険支払準備基金は、基金の性質上清算しない。

4 財産の取扱い

起債償還が終了し、委託しない事務に係る財産は、木曽広域連合に無償譲渡する。ただし、木曽広域連合情報ネットワークシステムのうち、榑川村内の財産（施設設備）は、起債償還終了（平成 18 年 3 月 31 日）後、木曽広域連合から塩尻市へ無償譲渡する。

5 負債（起債償還分）の取扱い

- (1) 原則として、当分の間、委託する事務に係る榑川村分の負債は塩尻市へ継承（償還継続）する。ただし、2 に掲げる委託する事務を見直す場合には、その時点における財産の取扱いと併せて別途協議する。
- (2) 委託する事務に関し、平成 17 年度以降木曽広域連合が新たに発行する起債の取扱いについては、事前に木曽広域連合と塩尻市が協議する。

6 委託に関する費用負担の取扱い

委託費の算出は、一部の事務を除いて木曽広域連合の分担率による算出による。なお、17 年度分担率は、木曽郡内の町村の枠組みが流動的であるため 16 年度同様とし、18 年度以降の分担率は 17 年度中に見直しを図る。

7 連絡会（仮称）の設置

塩尻市・木曽広域連合は、隣接する地域としての協力体制を今以上に図る事を目的に、連絡会（仮称）を設ける。